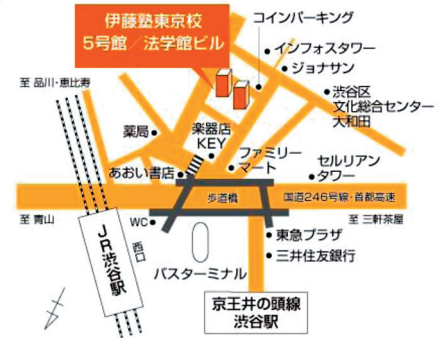


監獄人権センター 設立 20 周年

2015.11.28 (土) 14:00-16:30 (開場 13:30)

伊藤塾法学館 (渋谷) 入場無料
通訳 (逐次) あり

渋谷駅南改札・西口を出て、バスターミナルに向かって左手の、歩道橋に上がり 246 号線を横切り、直進して降りる。横断歩道を渡って、楽器店 KEY を左手に、坂道を登る。一つ目の角を過ぎ、伊藤塾 1 号館 (1F はベトナム料理フォーの店「ハノイのホイさん」) を越え、コインパーキングとの間の道を左に曲る。20 メートル程直進した、左手、茶色のレンガのビルが伊藤塾 5 号館。



the Mandela Rules

(United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners)

マンデラ・ルールで 日本と世界の刑務所を変えよう！

ゲスト：アンドレア・ヒューバーさん (ピナル・リフォーム・インターナショナル 政策ディレクター)



国連の被収容者最低基準規則 (SMR) が大幅改訂されます。

この改訂版は、不条理で苛酷な長期投獄に屈することなく、南アフリカの大統領となったネルソン・マンデラ氏に敬意を表して「マンデラ・ルール」と名付けられました。

5年に1度開かれている国連犯罪防止会議は、次回は2020年に日本での開催が決定しました。マンデラ・ルールの国内実施と共に、日本と世界の刑務所の実態が改めて問われます。

監獄人権センターは設立20周年のセミナーとして、この改訂作業を、NGOの立場から積極的に押し進めてきたピナル・リフォーム・インターナショナルのアンドレア・ヒューバーさんをお招きしました。

どなたでも参加できます。そして、私たちの活動に賛同いただけたら、ぜひ入会してください。



Nelson Mandela (1918 - 2013)

こんな言葉がある。刑務所に入らずして、その国家を真に理解することはできない。国家は、どのように上流階級の市民を扱うかではなく、どのように下流階級を扱うかで判断されるべきだ。

(ネルソン・マンデラ)



監獄人権センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-5 ラフィネ新宿 902 アミカス法律事務所気付

TEL&FAX:03-5379-5055 E-mail:cpr@cpr.jca.apc.org URL:http://www.cpr.jca.apc.org

年会費 (1口): 一般 5000 円 / 学生 3000 円 郵便振替口座: 00100-5-771629 監獄人権センター

国連被収容者処遇最低基準規則の改訂について

アンドレア・ヒューバー

ピナル・リフォーム・インターナショナル 政策ディレクター

2015年5月、国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）は、国連被収容者処遇最低基準規則（SMR）の改訂プロセスを完成させました。この改訂作業は、2010年12月の国連総会によって開始されていたものです。

SMRは、被収容者の処遇と拘禁状況に関する最も重要な国際基準とみなされ、監視及び査察による評価のための基本的な枠組みを示すものです。しかし、1955年の採択から60年が経ち、驚くべくもなく、SMRは、人権と刑事司法に関する現代の基準と整合せず、時代遅れのものとなっていました。

そのため、国を超えた専門家集団が、国際社会の限られた資源を意識して「対象を絞り込んだ改訂」という手法により規則改訂の任務にあたりました。構造、そして大半の規則は変えないまま、最も時代遅れとみなされた分野および規則だけが改訂されました。

私のプレゼンテーションでは、改訂のプロセスについて短く概要を紹介しつつも、見直しがなされた分野の改訂された基準の中身に焦点をあてます。すなわち、被収容者が持つ固有の尊厳の尊重、医療と健康に関するサービス、懲戒・懲罰、拘禁下におけるすべての死亡事案及び被収容者に対する拷問や非人道的ないし品位を傷つける取扱いの調査、攻撃されやすい人々の保護と特別なニーズ、弁護士にアクセスする権利、不服申立と独立した査察、そしてSMRを実施する関係職員のトレーニングです。

この改訂はまた、刑事司法と人権基準の調和による、歴史的な進展の成果でもあります。改訂された規則は、自由を奪われた人々に対して保護を与えると同時に、施設管理者には総合的で時代に即した指針を提供することで法的な明確性を示しています。南アフリカのケープタウンでの交渉において合意が形成されたため、コミッションは、数十年間を獄中で過ごしたネルソン・マンデラ氏に敬意を表し、この基準を「改訂被収容者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）」と呼ぶことを決定しました。



アンドレア・ヒューバー氏は2011年からピナル・リフォーム・インターナショナル（PRI）政策ディレクターを務め、地域・国際レベルでのアドヴォカシー及び政策立案を担当しています。法曹資格を持ち、主として人権課題の研究と国際人権法の実施及び改革に取り組んできました。

1997年に難民申請者向けの法律相談を開始したのを皮切りに、その後、カリタス・オーストリア（Caritas Austria）の難民・移民部門の責任者としてアドヴォカシーと政策発展に取り組みました。ウィーン上級地方裁判所で裁判官のリーガル・アシスタントを1年間務めた後、アムネスティ・インターナショナル（AI）に参加し、AIのウィーン事務所、ブリュッセルのEU事務所そしてロンドンにある国際事務局の欧州・中央アジア部門の副責任者として活動しました。

ヒューバー氏には二つの著書があり、ヨーロッパに関するいくつかの評価報告書、比較分析にも貢献しています。また、コンゴ共和国、ウクライナ、シリア、ジョージア（グルジア）の現場での任務にも参加するなど、様々な経験を積んでいます。

※ CPR News Letter の84号で、国連被収容者最低基準規則改訂の意義についての詳しい解説（執筆：海渡雄一監獄人権センター代表）を掲載していますので、ぜひ、参考にしてください。

▼この企画は、英国外務省およびスイス外務省の助成を受けて実施されています。



Schweizerische Eidgenossenschaft
Confédération suisse
Confederazione Svizzera
Confederaziun svizra

Federal Department of Foreign Affairs FDFA



Foreign &
Commonwealth
Office



監獄人権センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-5 ラフィネ新宿 902 アミカス法律事務所気付

TEL&FAX:03-5379-5055 E-mail:cpr@cpr.jca.apc.org URL:http://www.cpr.jca.apc.org

年会費（1口）：一般 5000 円／学生 3000 円 郵便振替口座：00100-5-771629 監獄人権センター